

人事労務通信



社会保険労務士事務所

人事労務センター

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702

☎ 092-409-4188

Fax092-409-4187

Eメール akiko@b-souken.com

あじさい祭

長崎・眼鏡橋他



助成金の関係で長崎労働局に出向いた帰り道、眼鏡橋のたもとで開催されている「あじさい祭り」に立ち寄りました。

梅雨入り宣言前にも関わらず、ブルー・ピンク・白など、色とりどりの紫陽花が咲き誇っていました。

花壇には、「プリンスブルー」「ルビー」「墨田の花火」など、よく観かける紫陽花もあれば、「ダンスパーティー」とか「コンペイトウ」など珍しい17種類もの紫陽花に出会いました。

スタ
コラ

「経営理念」と
「職務基準」

大隈 昭子

柿本さんのスタコラ「社長バカのお勧め」（ビジネス総研ホームページに掲載）は、大いに共感しました。

「社員に会社における独特のポジション

を与えて育ててあげて下さい」と提案し、社員のモチベーションを上げるために、公平で公正な職務基準に基づいた給与体系の構築を言及されています。

私もこの間、社長さんや事業主の方から、“社員が定着しない”“仕事の継承が難しい”“方針がなかなか徹底しない”など、悩みや相談を受けることが増えています。

共通している事は、“伝えているつもりが伝わっていない”“忙しいことを口実に、本来業務の目的や基本理念などが、共通認識になっていないこと”などが要因のようです。

そんな中で、今、「仕事調べと職務資格制度構築」の研修を提案し、いろんな事業所で取り組まれ始めています。

この研修では、会社や事業の価値前提である経営理念と仕事（職務）そのもののとらえ方や進め方についての共有を図ることを基本にすすめます。

いろんな業種にいろんな仕事（職務）がありますが、研修の回を重ねるたびに、参加者の反応が変化し、ひとり一人が間違いなく確信を持ち、モチベーションアップにつながっていく様を目の当たりにしています。

“バカ社長”ではなく“社長バカ”となるためには、“バカ社員”と嘆くより、「理念の徹底と職務の共有」を図ることが近道かもしれません。

庭の片隅に“透かしユリ”

庭の片隅に“透かしユリ”が咲きました。このユリは、多年草で毎年、花を付けますが、テントウムシの幼虫がこの花芽が大好きで、大きくなる前に、食べてしまします。あとの株の花芽は開花しませんでした。



育児休業後の社会保険料

Q&A

Q：育児休業後に、職場に復帰し、短時間勤務の希望を出しています。そうすると、短時間勤務となり、当然、給与が下がります。社会保険料はどうなりますか？

A：育児休業終了直後は、休業前の標準報酬月額がそのまま用いられますが、事業主を経由して「育児休業等終了時報酬月額変更届」を提出することによって、保険料の改定が行われ、実際の給与の変動に応じて標準報酬月額が変更され、保険料が減額変更されます。

Q：復帰後3か月の平均で、標準報酬が2等級以上下がらなければ、変更改定されないと聞いたのですが？

A：育児休業終了時標準報酬月額変更届による改定では、2等級以上の差がなくても、復帰後の3か月に受けた給与の平均額にもとづき、その翌月から、新しい保険料が決められます。

この措置は、産前産後休業終了時報酬月額変更による改定についても適用されます。

Q：保険料が下がれば、将来の年金額が減らされるのでしょうか？

A：いいえ、3歳未満の子を養育する期間の報酬月額が、養育開始前に比べて下がる場合でも、「特例申出書」を提出することによって、「従前報酬月額をその期間の標準報酬月額とみなして」年金額が計算されます。

したがって、年金額は育児休業以前の標準報酬によって計算されます。

注：「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」は、養育期間中の報酬の低下が、将来の年金額に影響しないように導入された措置です。

助成金情報

人材開発支援助成金 特定訓練コース

特定訓練コースは、職業能力開発支援センター等が実施する在職者訓練（高度職業訓練）等で、雇用型訓練、若年労働者への訓練などがあります。

【20時間以上の特定訓練コース】

＜助成額および助成率＞（中小企業の場合）

- 経費助成 45% 1人3コースが限度
1人1コース当たりの助成金限度額
 - ・100時間未満 15万円
 - ・200時間未満 30万円
 - ・200時間以上 50万円
- 賃金助成(1人1時間あたり…760円)

＜支給対象となる労働者＞

- ・雇用保険の被保険者であること。（有期契約労働者・短時間労働者・派遣労働者は除く）

＜支給対象となる事業主＞

- ・雇用保険適用事業所の事業主であること
- ・事業内職業能力開発計画等作成し、周知していること
- ・職業能力開発推進者を選任していること
- ・経費を事業主が全額支払っていること

*詳細についてはお問い合わせください。

あとかき

今月もこんな感想が寄せられました。「大藤びっくりです。見事です。鯉のぼりも懐かしい。また、今高齢者のキレる問



題。私は、一步引くようにしたら腹も立たず笑顔。相手からも優しい対応が返ってきます」などなどです。有難うございます。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

092-409-4188 FAX092-409-4187

Eメール：akiko@b-souken.com